



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

「新潟市犯罪被害者等支援条例」の概要

庁 議 資 料
令和4年8月2日
市 民 生 活 部

資料1

【第1章】総則

条例の目的

犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市をはじめとした各主体の責務等を明らかにし、被害者支援の基本となる事項を定めることで、被害者支援を総合的かつ計画的に推進するとしています。これにより、被害者等が受けた被害を軽減・回復し、生活の再構築を図るとともに、被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

基本理念

- (1) 個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重して支援を行います。
- (2) 受けた被害の状況及び原因、その置かれている状況や事情に応じ、適切に支援を行います。
- (3) 個人情報の取扱いに留意し、二次的被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮して支援を行います。
- (4) 安心して暮らすことができるよう、必要な支援を途切れることなく提供します。

各主体の責務等

(1) 市の責務

被害者支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施します。また、施策の実施にあたっては関係機関等との連絡調整を緊密に行います。

(2) 市民の責務

被害者等の状況や支援の必要性について理解を深め、被害者等を地域社会で孤立させることがないように努めます。また、二次的被害が生じないように十分配慮し、市の施策に協力するよう努めます。

(3) 事業者の責務

被害者等の状況や支援の必要性について理解を深め、事業活動を行うにあたっては、二次的被害が生じないように十分配慮し、市の施策に協力するよう努めます。また、被害者等の雇用や勤務に十分配慮するよう努めます。

(4) 民間支援団体の役割

被害者支援に関する専門的知識や経験を活用し、被害者支援を行うとともに、市の施策に協力するよう努めます。

【第2章】推進体制の整備等

(1) 犯罪被害者等支援に関する計画の策定

被害者支援を総合的かつ計画的に推進するために、被害者支援に関する基本方針や具体的施策などを定めた計画を策定します。なお、計画の策定にあたっては犯罪被害者等支援推進会議の意見を聴きます。

(2) 犯罪被害者等支援推進会議の設置

市長の附属機関として設置し、被害者支援に関する事項について調査審議します。

【第3章】基本的施策

項目	具体的施策の例
相談及び情報の提供等	<ul style="list-style-type: none">・総合窓口の設置・支援メニューなど必要な情報提供・専門家や相談窓口の紹介・弁護士による相談
心身に受けた被害及び影響からの回復	<ul style="list-style-type: none">・臨床心理士等によるカウンセリング・保健医療・福祉サービスの提供
日常生活の支援及び配慮	<ul style="list-style-type: none">・家事・介護ヘルパーの派遣・一時保育・教育を受けるための支援
安全の確保	<ul style="list-style-type: none">・一時保護・施設入所による保護・防犯指導及び助言・個人情報の適切な取扱い
居住の安定	<ul style="list-style-type: none">・市営住宅入居における特別の配慮・転居費用の援助
雇用の安定	<ul style="list-style-type: none">・事業者への啓発・就労に対する支援
経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none">・見舞金の支給・経済的な助成に関する情報提供及び助言・無利子の資金貸付
市民等の理解の増進	<ul style="list-style-type: none">・広報啓発活動を通じた理解の促進
教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・教育活動を通じた理解の促進
人材の育成	<ul style="list-style-type: none">・相談や支援を担う人材の育成
民間支援団体に対する支援	<ul style="list-style-type: none">・民間支援団体への情報提供など